

平成 30 年 5 月 31 日

各 位

岩手県森林組合連合会
木材部

丸太代金未入金の期間が本会規定の日数を超えた場合の取扱について

本会の木材販売業務につきましては、日頃格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会の共販規程により、代金は販売の日から 12 日以内にご入金いただくことになっております。また、別途契約している場合は契約に基づいて、その期間内にご入金いただいております。

上記の規程および契約に定められた期間を超過しても代金の入金がない場合は、**保証金を取り崩して代金に充当**することといたします。その場合、入札システムにログインできませんので、**入札に参加することができなくなります**。また、随契販売についてもできなくなりますので、悪しからず御了知願います。